役員報酬規程

社会福祉法人寿 楽 園

社会福祉法人 寿 楽 園 役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿楽園(以下「当法人」という)定款第八条及び第二三条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員並びに評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
 - (1) 理事長及び常務理事(以下「常勤役員等」という)については、報酬(地域加算 含む。)、賞与及び退職金を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として9年以上従事し、且つ、円満に任期を 満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した 者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1)報酬については、別表1に定める額
 - (2) 賞与については、別表2に定める額
 - (3)退職金は、別表3に定める額とし、支給に係る詳細は社会福祉法人退職金規程に準ずる。
 - (4) 通勤手当は、社会福祉法人給与規程の規定に準ずる額
 - (5) 職務のため出張したときは、社会福祉法人旅費規程の規定に準ずる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1)報酬については、別表4に定める額
 - (2) 職務のため出張したときは、社会福祉法人旅費規程の規定に準ずる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加 えて役員報酬等を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
 - (1) 報酬の支給日は毎月月末とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、又は祝祭日にあたる時は、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日、又は祝祭日でない日を支給日とする。
 - (2) 賞与は、7月1日、および12月1日(以下「基準日」という。) にそれぞれ在職

する常勤役員等に対して、それぞれ基準日の属する月の内に支給する。

- (3) 退職金については、退任、解任、又は死亡により退職した後60日以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日 数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算 する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
 - (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上1円未満の端数についは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。
- 附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

従前の役員報酬規程(平成14年6月1日施行)は、これを廃止する。

- 2 平成30年6月27日一部改正(施行 平成30年6月27日)
- 3 令和6年3月26日一部改正(施行 令和6年4月1日)

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	役員報酬額	
理事長	月額 550,000円	
常務理事	月額 350,000 円	

別表2 (常勤役員等の賞与)

7月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1か月分

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

基礎金額×別表5支給条率

- ※常勤役員等の報酬額を退職日の属する月前(退職の日が月の末日である場合は、その月以前)における最後の6箇月の給料月額の総額を6で除して得た額を基礎金額とする。 ただし、360,000円を上限額とする。
- ※共済法に基づいて退職手当金が支給される者には、当該退職金をこの規程により計算される退職金の額より控除して支給する。ただし、共済法に基づいた退職金がこの退職金の額を上回る場合には、この退職金は適用しない。

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

業務		報酬の額
評議員会の出席他、	法人及び施設業務のための出勤	16,000円

(2) 理事

	業	務		報酬の額
理	事会等	会議への出席他、	法人及び施設業務のための出勤	16,000円

(3) 監事

業務	日額
理事会・評議員会等への出席他、法人及び施設業務のための出勤	16 000 円
監事監査のための出勤	16,000円

(4) 評議員選任·解任委員

業務		報酬の額
評議員会の出席他、	法人及び施設業務のための出勤	16,000円

[※]職員には、支給しない。

別表5支給乗率

平成29年3月31日に支給適用であった者については、平成29年3月31日に退職したと仮定した場合に適用される支給乗率に基づき計算した額と、平成29年4月1日改正後の支給乗率に基づき計算した額のいずれか多い額を退職金として支給する。

勤続年数	退 職 日	
	平成 29 年 3月31日以前	平成 29 年 4月1日以降
0	0.000	0.0000
1	0.000	0.0000
2	0.000	0.0000
3	0.000	0.0000
4	0.000	0.0000
5	2. 700	0.0000
6	4. 050	0.0000
7	4. 725	0.0000
8	5. 400	0.0000
9	6. 075	2. 6100
10	6. 750	5. 2200
11	7. 992	7. 7256
12	8. 784	8. 4912
13	9. 576	9. 2568
14	10. 368	10. 0224
15	11. 160	10. 7880
16	11. 952	13. 3893
17	12. 744	14. 6421
18	13. 536	15. 8949
19	14. 328	17. 1477
20	18. 950	20. 4450
21	20. 030	22. 1850
22	21. 110	23. 9250
23	22. 190	25. 6650
24	23. 270	27. 4050
25	30. 425	29. 1450

勤続年数	退 職 日	
	平成 29 年 3 月 31 日以前	平成 29 年 4月1日以降
26	31. 775	30. 5370
27	33. 125	31. 9290
28	34. 475	33. 3210
29	35. 825	34. 7130
30	37. 175	36. 1050
31	38. 300	37. 1490
32	39. 425	38. 1930
33	40. 550	39. 2370
34	41.675	40. 2810
35	42.800	41. 3250
36	43. 925	42. 3690
37	45. 050	43. 4130
38	46. 175	44. 4570
39	47. 300	45. 5010
40	48. 425	46. 5450
41	49. 550	47. 5890
42	50. 675	48. 6330
43	51.800	49. 5900
44	52. 925	49. 5900
45	54. 050	49. 5900
46	55. 175	49. 5900
47	56. 300	49. 5900
48		49. 5900
49		49. 5900
50		49. 5900
51		49. 5900